

| | | | |
|--------------------------|------|----------------|------|
| くらし | 2・3面 | 福祉 | 4・5面 |
| ▶国民健康保険のお知らせ | | こども・教育 | 4・5面 |
| ▶区役所の職員を装った還付金詐欺が発生しています | | イベント | 6面 |
| ▶区内の中小企業・個人事業主等を応援します | | 施設 | 6・8面 |
| ▶元号改正に便乗した詐欺にご注意ください | | ▶10連休中の区施設開設状況 | |
| | | ▶休日診療所・休日歯科当番医 | |
| 住宅・まちづくり | 4面 | 人材募集 | 7面 |
| | | 保健・衛生 | 6面 |

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

東日本大震災から8年、熊本地震から3年 災害はいつ起きるか分かりません 各家庭で防災対策に取り組みましょう



首都直下地震はいつ起きてもおかしくないと言われています。
今号では、家具転倒防止器具の取り付け事業と防災用品のあっせんを紹介します。

◆住宅用家具転倒防止器具の 取り付け事業

器具はご自宅に合った方法でしっかり取り付けましょう。申請書は危機管理課危機管理係・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。毎月25日までに受け付けた申請について、翌月5日ごろまでに決定通知書をお送りします。後日、訪問日等を調整するため、業者から電話連絡します。

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

◆防災用品等のあっせん

区内の一般家庭と事業所向けにあっせんしている防災用品等を紹介。品目・価格等を掲載したパンフレットと申込書は、危機管理課、区立防災センター(市谷仲之町2-42、火曜日、祝日は休み)、特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階)☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。

◆防災用品 あっせん業者 東京都葛飾福祉工場 ☎(3608)3541

防災用品には、家具転倒防止器具、簡易トイレ、非常食・保存水等があります。

器具の種類と家具転倒防止効果

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 転倒防止板 家具の前下部に挟み込む | 突っ張り棒 家具と天井の間に設置 ※家具と天井に十分な強度が必要 | ベルト式金具・L字型金具 家具と壁を金具でねじ止めて固定 ※家具と壁面に十分な強度が必要 |
|---------------------------------|---|---|

器具の効果 ← 小 → 大 →

【対象】区内在住の方
【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ(住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付け可能なものに限る)
【費用】器具の購入費用は利用者負担
※区が派遣する専門業者から器具を購入することもできます。
※天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。
※生活保護を受給している世帯の方・災害時要援護者名簿に登録している方は家具転倒防止器具(5点まで)を無料で取り付けます(1回のみ)。

水
1人1日 3リットル必要!

食料
最低3日分必要!

ほかに…
薬
常備薬・持病の薬など

●日頃から食料などを少し多めに購入し、使用した分を買い足すローリングストックを実践すると無理なく準備できます。

◆住宅用火災警報器・消火器

あっせん業者や価格等詳しくは、危機管理課地域防災係にお問い合わせください。
●住宅用火災警報器の設置は都条例で義務付けられています
あっせんする警報器は煙式または熱式で、いずれも音声警報タイプです。
【価格(税抜き)】1個3,500円(取り付けも依頼する場合は4,500円)
●消火器のあっせん購入を利用し、古い消火器は処分しましょう
耐用年数に関係なく、消火器のさび等には気を付けましょう。新しい消火器を購入する際に、専門業者が購入本数分まで古い消火器を無料で回収します。

区の職員をかたる悪質な業者にご注意を

区では、訪問販売は一切行っていません。区のアっせん業者が訪問する場合は、事前に電話連絡の上、お伺いします。



コラム 新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で写真日誌も公開しています

▼「平成」に続く新たな元号が「令和」と定められました。新しい時代においても、区政が進取の気象に富んだものとなるよう、取り組んでまいります。今年のゴールデンウィークは、天皇の退位と即位に伴い、4月27日から5月6日まで、最大10連休となります。例年より長い連休になるため、区は、区民の皆さまが混乱なく過ごせるよう対応を行います。

休日診療所、休日歯科当番医は、今年特別に休日となる4月30日から5月2日の3日間を含めて実施するほか、連休中の休日保育の実施園の増設や学童クラブの利用日拡大を行います。また、本庁舎や特別出張所等の区役所の窓口も基本的に休みにしますが、5月1日の改元日は、婚姻届の提出などで来庁者が見込まれるため、本庁舎1階の戸籍住民課窓口を臨時で開き戸籍届の受付業務を行います。今号の8面で連休中の区役所の業務についてお知らせをしていますのでご覧ください。▼昨夏以降、30代から50代までの男性を中心に風しんが流行しています。風しんは、妊娠中の女性が罹患し胎児にも感染すると深刻な影響が出ることから、感染を防ぐ対策が急がれています。政府は緊急対策として、昭和37年4月2日〜54年4月1日生まれの男性を対象とした予防接種事業を全国的に開始しました。昭和54年4月以前生まれの男性は、これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がありませんでしたが、この事業により無料で抗体検査および予防接種を全国の医療機関等で受けることができます。抗体検査および予防接種を受けるためのクーポン券を、順次、区から対象者に郵送します。クーポン券が郵送される前でも検査を受けられたいので、ご希望の場合はお申し込みいただければと思います。▼東日本大震災から8年、熊本地震から3年が経過しました。被災地では、ようやく除染が進み、これから復興に取り掛かる地域もあります。区では、引き続き、宮城県亘理町・山元町、福島県浪江町、熊本県益城町に計8名の職員を派遣し、住宅や道路・公共施設等の復旧、福祉サービスの構築などに従事します。職員が、被災地でのさまざまな活動を通して学んだことを、区の災害対策にも活かしてまいります。

区長 吉住 健一
よしずみ けんいち